

狂犬病は



狂犬病を発症した犬（写真提供：狂犬病臨床研究会）

危険な病気です！

発症した人の99%は、犬に咬まれて感染しています。
発症した場合、ほぼ100%死に至ります。

あなたの愛犬が、狂犬病で苦しまないために…

狂犬病予防法に定められた飼い主の3つの義務を守りましょう。

① 飼い犬の登録

② 狂犬病予防注射の接種

③ 鑑札・注射済票の装着

3つの義務に違反した場合、罰則の対象となります。

★①・②・③の手続きについて、お問い合わせはお住まいの市町村担当窓口へ。



狂犬病に関する詳しい情報は、
厚生労働省HP「狂犬病について」をご覧ください。

茨城県保健医療部生活衛生課
茨城県水戸市笠原町978番6
029-301-3418



狂犬病は危険な病気です!

○狂犬病とは？

一部の地域を除いて世界中で発生している動物由来感染症で、アジア・アフリカ地域を中心に年間約5万人が死亡しています。

日本では1957年以降、犬及び猫の発生症例はありませんが、1970年、2006年及び2020年に、海外で犬に咬まれた人が日本に帰国(入国)後、死亡した症例があります。

症状は、1～3ヶ月程度の潜伏期間の後、発熱・頭痛・全身倦怠・嘔吐などの不定症状で始まり、咬まれた部位に異常感覚が生じます。次いで、わずかな刺激でも筋肉が痙攣し、嚥下困難などが起きます。昏睡、呼吸麻痺と進行して、最終的には脳細胞が侵され、死亡します。

いったん発病したら治療法はなく、100%死亡します。

日本における発生状況

西暦年	死亡者数	犬の発生数
1953年	3人	176頭
1954年	1人	98頭
1955年	0人	23頭
1956年	1人	6頭
1970年	1人(※1)	発生なし
2006年	2人(※2)	発生なし
2020年	1人(※3)	発生なし

※1 ネパールを旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例

※2 フィリピンを旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例

※3 フィリピンで犬に咬まれ、入国後発病、死亡した輸入症例

狂犬病予防法には、飼い主の3つの義務が定められています。
あなたの愛犬と一緒に、社会の安心・安全を守りましょう!

飼い犬の自治体への登録

飼い犬については、お住まいの市町村への登録が必要です。登録により、市町村内の犬の所在や所有者を把握することができ、狂犬病が発生した場合に、その地域で迅速かつ的確に対応することができます。



狂犬病予防注射の接種

狂犬病は予防注射を行うことで、発症を予防することができます。飼い犬には年1回(4～6月)、必ず予防注射を接種させましょう。予防注射は、お住まいの市町村が行う集合注射や、動物病院で接種することができます。



鑑札・注射済票の装着

飼い犬の登録をした際には鑑札、狂犬病予防注射の接種を受けた際には注射済票が、市町村から交付されます。これらは、登録された犬または狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明する標識のため、飼い犬へ装着しましょう。



狂犬病に関する詳しい情報は、厚生労働省HP「狂犬病について」をご覧ください。

茨城県保健医療部生活衛生課
茨城県水戸市笠原町978番6
029-301-3418

